「食の循環や環境を意識した食育の推進」関連施策(全体像)

1. 農林漁業体験・地産地消等

1. 農林漁業体験 地産地消毒						
3次計画の 関係項目	担当省庁	取組の名称	取組の内容			
学校、保育所 等	農林水産省	農林漁業体験機会の提供等 の地域における食育の推進	・地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援。			
	農林水産省	学校給食における地場産物 や国産食材の活用促進等	・学校等施設給食における地場産食材の利用拡大に向けて、新メニュー・加工品開発、学校給食における新メニューの導入実証等の取組を支援。 ・学校給食をはじめとした地産地消の優れた取組を表彰する「地産地消等優良活動表彰」及びメニューを表彰する「地産地消給食等メニューコンテスト」を開催。 ・学校等施設給食へ地場産物を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等実施。			
	農林水産省	国産水産物を活用した給食の推進等	・水産加工業者等が行う、学校給食向けの商品開発等を図る取組への支援を実施。・学校給食関係者等に、水産物の利用を促進するセミナーを開催。			
地域食育	農林水産省	農林漁業体験機会の提供等 の地域における食育の推進 (再掲)	・地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援。			
生産者の境では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連	総務省 文部科学省 農林水産省 環境省	子ども農山漁村交流プロジェクト	・総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して、子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を通じ、食育に資する取組を実施。 ・総務省においては子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催。			
	農林水産省	国産農林水産物の消費拡大に向けた取組	・農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や、新商品開発・販路開拓等の取組を支援。また、学校等施設給食における地場産食材の利用拡大に向けて、新メニュー・加工品開発、学校給食における新メニューの導入実証等の取組を支援。 ・生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施。 ・学校等施設給食へ地場産物を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等実施。			
	農林水産省	農林漁業体験機会の提供等 の地域における食育の推進 (再掲)	・地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援。			
	農林水産省		・受入側(農山漁村)等に対して、体験プログラムの開発や人材育成等の体制整備、市民農園等の農作業体験 の環境整備及び交流促進施設の整備等に関する支援を実施。			
	農林水産省	農山漁村の維持・活性化	・「農山漁村振興交付金」により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援し、農山漁村の維持・活性化を促進。			

1

2. 食品ロスの削減等

3次計画の 関係項目	担当省庁	取組の名称	取組の内容				
食育推進運動	環境省	学校給食の実施に伴い発生 する廃棄物の3R促進モデル 事業	・学校給食からの食品ロスの削減・リサイクルのモデル的な取組を行う市町村を支援。				
	消費者庁	地方公共団体と連携した食 品ロス削減の取組	・きめ細やかな普及啓発が実現可能である地方自治体と連携し、食品ロス削減全国大会の開催などを通じて 食品ロス削減の取組を推進するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把 握を支援。				
	農林水産省	食品ロス削減に向けた商慣 習見直しの促進	 ・商習慣ワーキングチームにおいて、納品期限を緩和する対象品目や企業の拡大に向けた実証実験などを実施。 ・小売事業者と連携し、消費者向けの食品ロス啓発資材を作成。 ・納品期限の見直しを推進するため、経済産業省と連名で、平成29年5月、食品卸・小売業の団体向けに「食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて」の通知を発出。 				
生産者と消費 者の交流、環 境	農林水産省	食品ロスの削減に向けた地域における食育の推進	。地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援。				
	農林水産省	食品リサイクルの推進	・メタン発酵消化液等の肥料利用を促進するため、協議会の設立・運営や肥効分析、現地圃場での実証等の 取組を支援。				

・地域の多様な食品リサイクル・食品リサイクルループの取組の形成を促すため、食品リサイクルに関わる事業者(食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等)及び地方公共団体の方々を対象にセミナーを開催。

・きめ細やかな普及啓発が実現可能である地方自治体と連携し、食品ロス削減全国大会の開催などを通じて 食品ロス削減の取組を推進するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把 握を支援。

環境省

環境省

食品リサイクル推進マッチン

地方公共団体と連携した食 品ロス削減の取組

グセミナー

3. 上記2項目に係るもの							
担当省庁	取組の名称	取組の内容					
文部科学省	社会的課題に対応するため の学校給食の活用	・学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承等の社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施。					
文部科学省 厚生労働省 農林水産省	「食生活指針」の改定、普及 啓発	平成12年に決定・公表された「食生活指針」について、食育基本法の制定、「健康日本21(第二次)」の開始、「和食;日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録、第3次食育推進基本計画の作成等、近年の「食」をめぐる動きを踏まえて、平成28年6月に文部科学省、厚生労働省、農林水産省で「食生活指針」を改定し、都道府県等への通知やホームページでの掲載、健康づくりを推進する観点から普及啓発用スライドを作成する等、食生活改善のための普及啓発を実施。					
	「食育月間」の実施	「食育月間」実施要綱により、農林水産省をはじめ関係省庁が協力しつつ地方公共団体、関係機関・団体に対しても参加を呼びかけ、食の循環や環境への意識の醸成を含め全国的な食育推進運動を展開。					
農林水産省	「食育活動表彰」の実施	・国民運動として食育を推進していくため教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の民間等の食育関係者に対象を拡大した「食育活動表彰」を実施し、「食の循環や環境を意識した食育を推進する活動」 を募集。					
文部科学省	社会的課題に対応するため の学校給食の活用	・学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承等の社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施。					
観光庁	地域資源を活用した観光地魅力創造事業	・豊かな農山漁村、魅力ある食文化、美しい自然等の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の施策を一体的に支援することにより、観光地域づくりを推進。					
	担 文 大 大 大 </td <td>世当省庁 取組の名称 文部科学省 社会的課題に対応するための学校給食の活用 文部科学省 「食生活指針」の改定、普及 農林水産省 「食育月間」の実施 農林水産省 「食育活動表彰」の実施 文部科学省 社会的課題に対応するための学校給食の活用 地域資源を活用した観光地</td>	世当省庁 取組の名称 文部科学省 社会的課題に対応するための学校給食の活用 文部科学省 「食生活指針」の改定、普及 農林水産省 「食育月間」の実施 農林水産省 「食育活動表彰」の実施 文部科学省 社会的課題に対応するための学校給食の活用 地域資源を活用した観光地					